

暑中お見舞い申し上げます。当事務所のお盆休みは8/12(金)～8/16(火)です。



「毎日々々仕事に追われて建退共の証紙を購入するのを、すっかり忘れていた…履行証明が取れないと経審の点数に響く…決算期の前に連絡して欲しい…」と電気A級のK社から電話が

ありました。建退共(建設業退職金共済)に加入し対象労働者の手帳に就労日数分の証紙を貼ってやる事で、離職時に退職金が出る制度ですが、以前は公共工事にこの掛け金相当

「県内建設業者の…事務負担軽減を図ると共に…(従来の)格付を維持したまま経営改善が…出来るよう…資格の有効期間を1年から2年に延長します」とのお知らせが、県のHPに出ました。ただ新規の申請者や業種追加の希望者は中間年でも申請できるし、格付UPを見込んで申請を希望する者も当分の間は受け付ける…となっています。実施の時期は来年度から。つまり今年の12月から年明け1月末までの申請から

来年から旧入札資格でも経審2年毎に県入札資格は毎年!?

「毎日々々仕事に追われて建退共の証紙

厳しく建退共の証明毎月の外  
なった建退共の証明理が大切



分が積算されているので、せめてその分だけでも履行を！と言われていたものが、5年程前から民間工事についても証紙購入を求められるようになりました。つまり、毎月きちんと就労日数分に応じた証紙を

購入して、決算期までには手帳(250日分で満杯)を1～2回切り替えておく必要があります。毎月の証紙購入や受払簿への記帳ができていないと、証明が取れなくなっています。経審の評点で20～21点加点ですので、格付への影響は小さくありません。

実施されます。県の本音は行政側の事務負担軽減でしようが、問題点も幾つかあります。まず①経審の結果通知書の有効期間は建設業法で、申請者の決算日から1年7ヵ月となっている

ので、いわば免許切れの期間が出てくる②格付が2年間維持されるとなると、経営内容が悪化した業者が能力以上の受注をする恐れがある…等々。10月の説明会で県は詳細を発表するとの事です。



毎月の給与計算時に、①建退共証紙の購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく！